

南相馬市真野交流センターの設置及び管理運営について

1 目的

東日本大震災により被災し、廃校となった旧真野小学校体育館及びグラウンドについて改修を行い、地域の交流拠点として一般開放するため、条例及び同施行規則を制定する。

当施設は住民相互の交流と、元気で活力ある地域の実現に寄与することを目的として設置する。

2 施設整備の財源

東日本大震災復興交付金 市街地復興効果促進事業...補助率 4 / 5

本事業は防災集団移転促進事業を基幹事業とし、周辺地域居住者の交流を図るための『被災者へのコミュニティ施設整備事業』として実施。

市街地復興効果促進事業の趣旨

防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業と連携して、復興に相乗効果を加える、または防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業の促進に寄与することを目的に行う

なお、1 / 5 分は震災復興特別交付税による措置となる。

3 施設概要

(1) 名称：真野交流センター

(2) 位置：南相馬市鹿島区小島田字原畑 4 番地

(3) 施設面積：

区分	面積	区分	面積
多目的室	8 4 m ²	グラウンド	8 , 0 0 0 m ²
体育館	6 7 2 m ²	駐車場	2 , 0 0 0 m ²
その他	3 3 5 m ²	/	
計	1 , 0 9 1 m ²		

(4) 構造：鉄筋コンクリート造 2階建て

4 条例及び規則の概要

(1) 事業(第3条)

- ・住民相互の交流・活動の場として施設の提供に関する事。
- ・地域交流活動の企画及び実施に関する事。
- ・その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(2) 開館時間等(第4条、5条)

開館・供用時間：多目的室・体育館は午前9時から午後9時

グラウンドは午前9時から午後5時

ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館時間等を変更することができる。

休館日：1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日

ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(3) 利用の許可及び制限(第6条～12条)

- ・施設を利用するときはあらかじめ指定管理者の許可を受ける。ただし管理上必要がある場合は利用について条件を付して許可、または利用を許可しない。
- ・物品販売等については市長の許可を受ける。
- ・目的外利用の禁止
- ・違反行為等があった場合は利用許可を取り消す。
- ・利用者は利用後原状回復し、故意または過失により施設等を棄損した場合は市に損害賠償をする。

(4) 管理運営(第13条～22条)

指定管理者による管理

(平成28年度は直営、平成29年度以降は指定管理)

(5) 利用料金等(第23条～26条)

利用料金

各施設の利用料金については、次の金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

施設	区分		単位	料金	
多目的室	非営利目的の場合		1時間	500円	
	営利目的の場合		1時間	1,500円	
体育館	全面利用	非営利目的の場合	市内	1時間	1,140円
			市外	1時間	1,710円
		営利目的の場合		1時間	3,990円
	半面利用	非営利目的の場合	市内	1時間	570円
			市外	1時間	850円
		営利目的の場合		1時間	1,990円
グラウンド	全面利用	非営利目的の場合	市内	1時間	無料
			市外	1時間	630円
		営利目的の場合		1時間	1,470円

利用料金設定の根拠

多目的室

既存の鹿島区内のコミュニティ施設との相互均衡を図るため、同規模であるかしま交流センター中会議室と同額とする。

かしま交流センター利用料金

施設名	広さ	料金(1時間あたり)
大ホール	175.22m ²	600円
中会議室一体	73m ²	500円
中会議室1(東側)	(東側)33.70m ²	300円
2(西側)	(西側)38.83m ²	
小会議室	23.41m ²	
和室	50.33m ²	
相談室	14.61m ²	

体育館・グラウンド

既存の鹿島区内のスポーツ施設との相互均衡を図るため、スポーツ施設条例に基づき、市内スポーツ施設(体育館・グラウンド)と同額とする。

減免規定

かしま交流センターと同様とする。

申請区分	減額割合
国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に利用するとき	全額
市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の長が、園児、児童又は生徒等を対象に利用するとき	全額
市が後援する事業に利用するとき	5割
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額

減免の特例

南相馬市子ども利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例に準じ、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、次の利用者については利用料金を全額免除とする。

ア．市内の小学校、中学校及び高等学校に通学する児童及び生徒

イ．市内に住所を有する者（平成23年3月11日に市内に住所を有していた者を含む。）で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

ウ．原発避難者特例法第2条第3項に規定する避難住民のうち、市内に居住する者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

5 施行日（条例附則・規則附則）

平成28年4月1日から施行する。